

第185回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和5年5月1日（月） 16:00～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

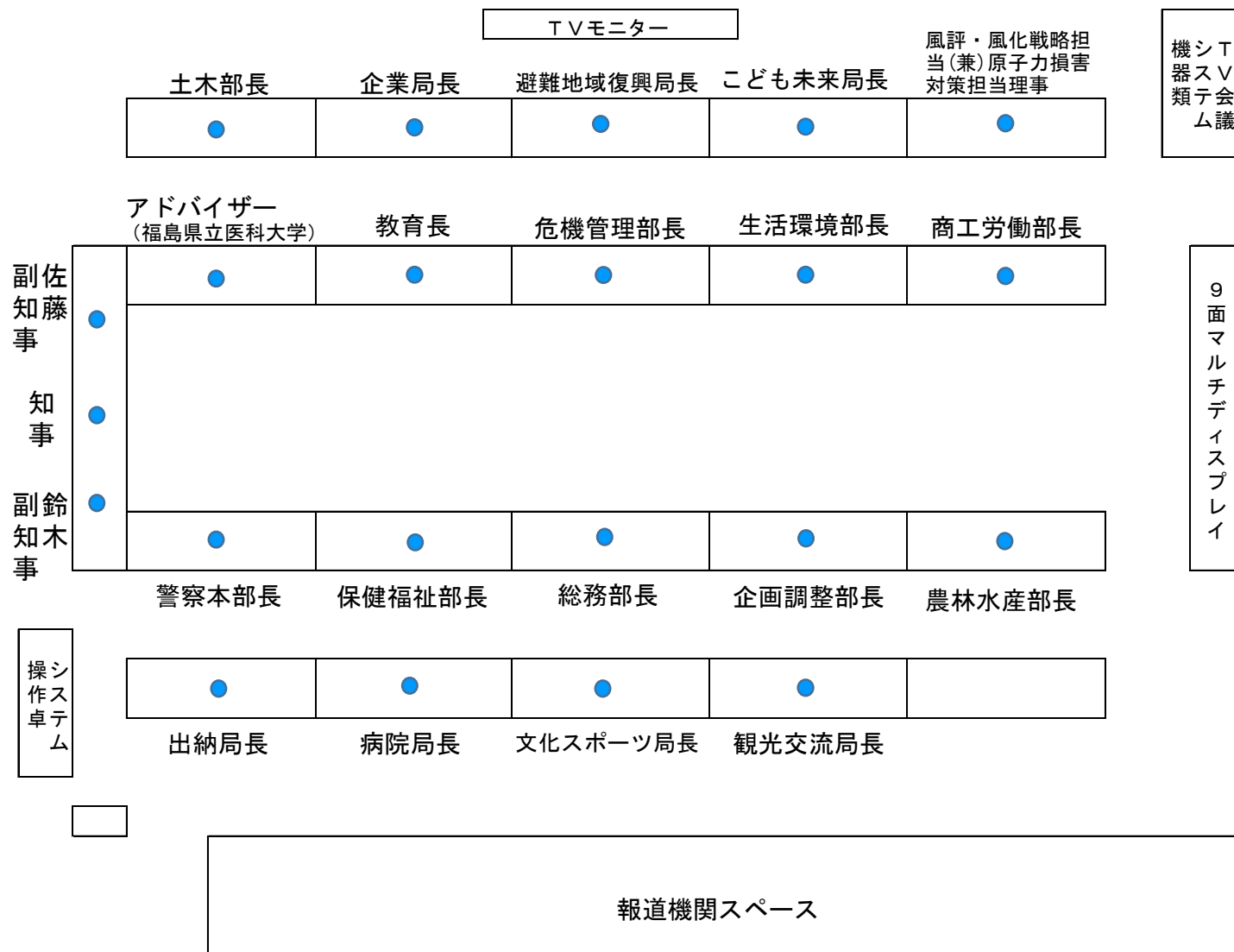
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策の体制について
- (4) その他

2 資 料

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】 感染症法上の位置づけ変更（5類感染症）に伴う対応について
- 【資料4】 感染症対策の体制について
- 【資料5】 新型コロナウイルスワクチンの接種状況等について
- 【資料6】 新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第185回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	佐 藤 宏 隆	
4	総 務 部	部 長	小 柴 宏 幸	
5	危 機 管 理 部	部 長	渡 辺 仁	
6	企 画 調 整 部	部 長	五 月 女 有 良	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	宍 戸 陽 介	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	永 田 嗣 昭	
9	生 活 環 境 部	部 長	鈴 木 竜 次	
10	保 健 福 祉 部	部 長	國 分 守	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	吉 成 宣 子	
12	商 工 労 働 部	部 長	松 本 雅 昭	
13	観 光 交 流 局	局 長	吾 妻 嘉 博	
14	農 林 水 産 部	部 長	沖 野 浩 之	
15	土 木 部	部 長	曳 地 利 光	
16	出 納 局	局 長	中 島 博	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	岸 孝 志	
18	企 業 局	局 長	市 村 尊 広	
19	病 院 局	局 長	三 浦 爾	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	大 沼 博 文	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学 教 授	金 光 敬 二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス 感染症対策本部	事 務 局 長	玉 川 啓	
2	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総 括 担 当 次 長	伊 藤 賢 一	
3	新型コロナウイルス 感染症対策本部	次 長	大 江 賢 一	
4	新型コロナウイルス 感染症対策本部	総 括 班 長	金 成 由 美 子	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和5年4月30日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	409,315人
（うち死亡者数	854人）

(年代別)

10歳未満	61,161人
10代	60,104人
20代	48,859人
30代	62,495人
40代	60,937人
50代	41,339人
60代	31,679人
70代	20,868人
80代	14,199人
90歳以上	7,663人
その他	11人

○入院・入所者数の状況

確保病床入院者数	65人	A
（うち重症者数	0人）	B
（参考）確保病床外の入院者数を含めた入院者数	75人	C
宿泊療養施設入所者数	17人	

【病床等の状況】

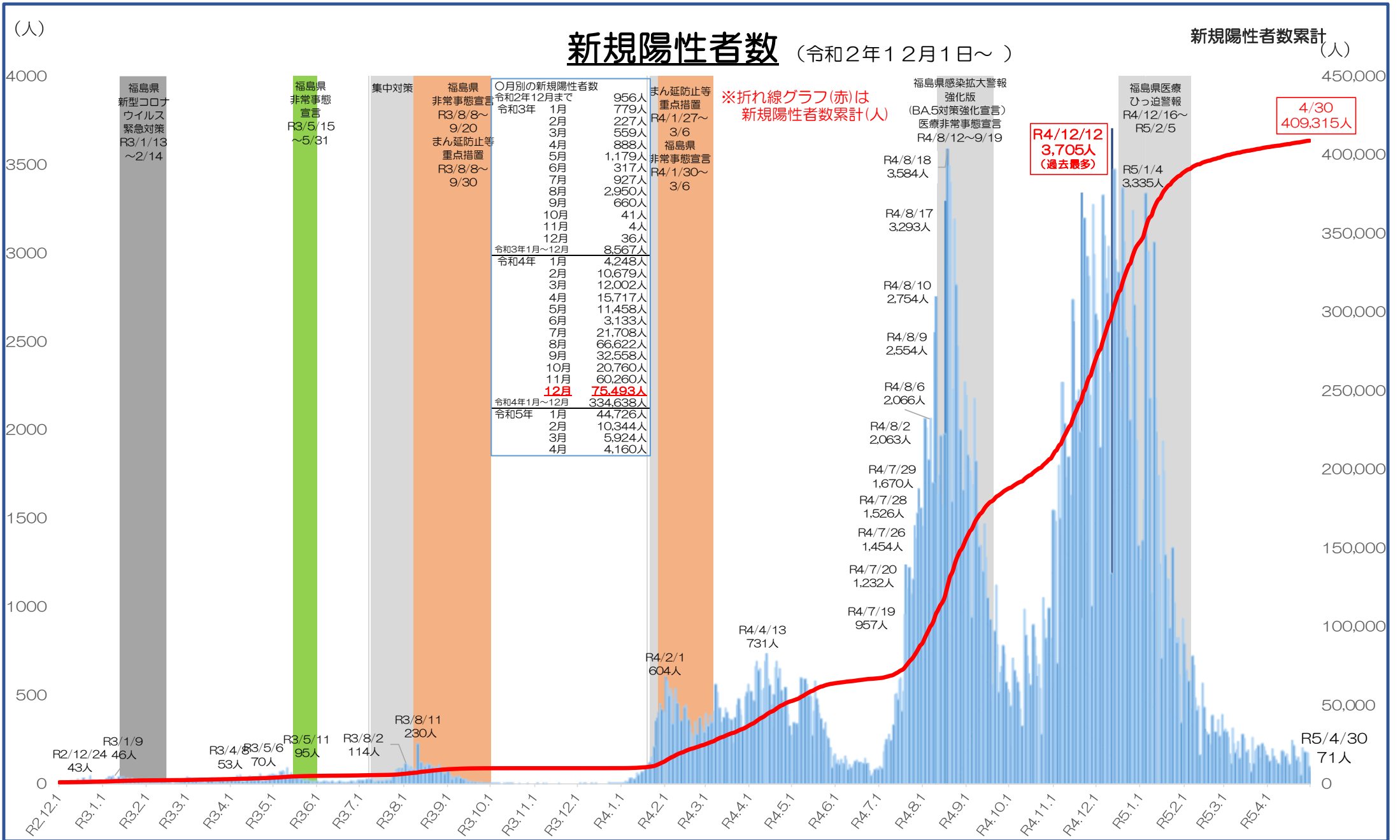
即応病床数	669床	
確保病床数（通常時最大）	766床	D
（緊急時最大）	842床	
（うち重症者用病床数	46床）	E
確保病床使用率	8.5%	F
（うち重症者用病床使用率	0.0%）	G
確保病床外の入院者を含む病床使用率	9.8%	H
宿泊療養確保室数（稼働室数）	699室	

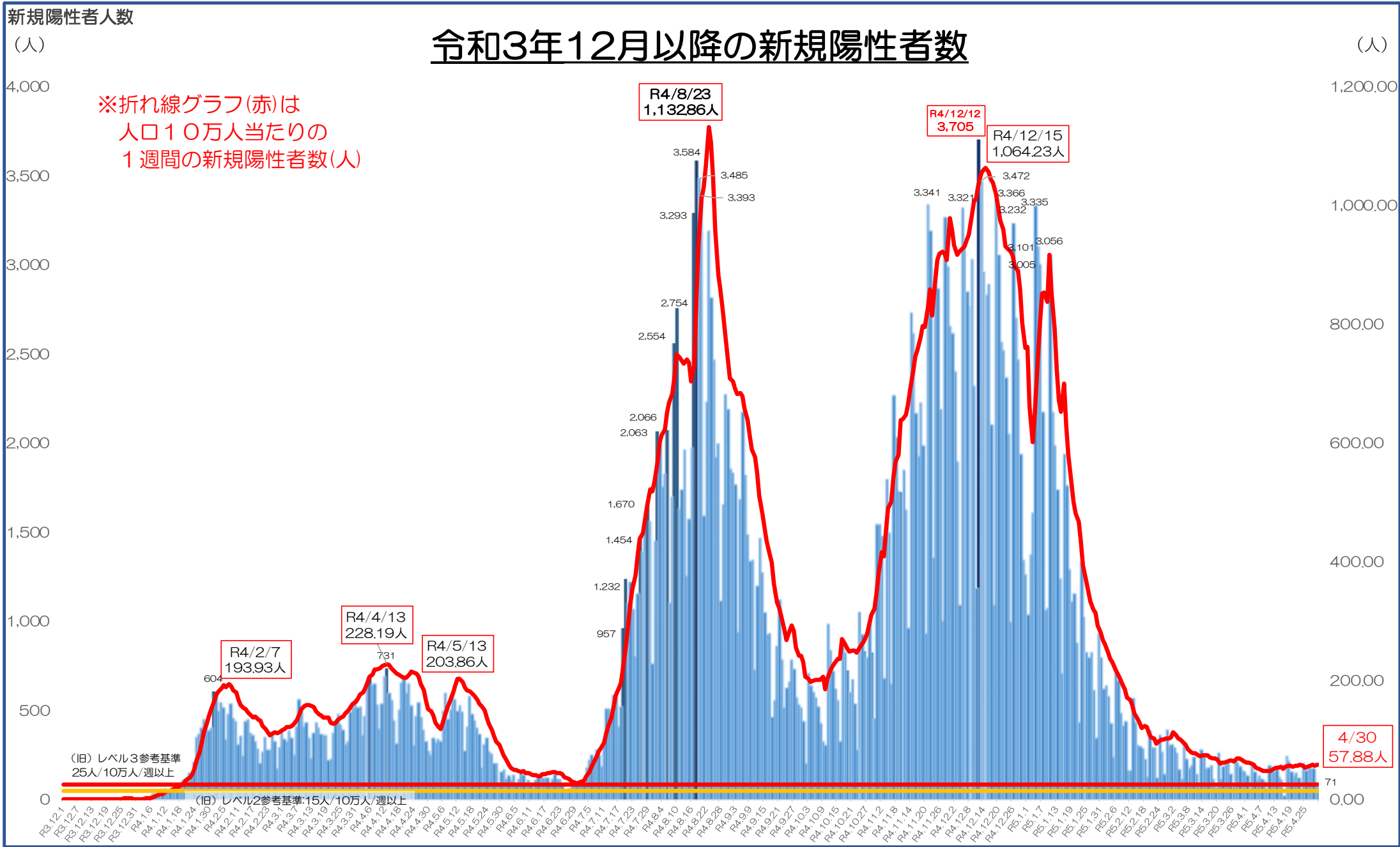
算定式

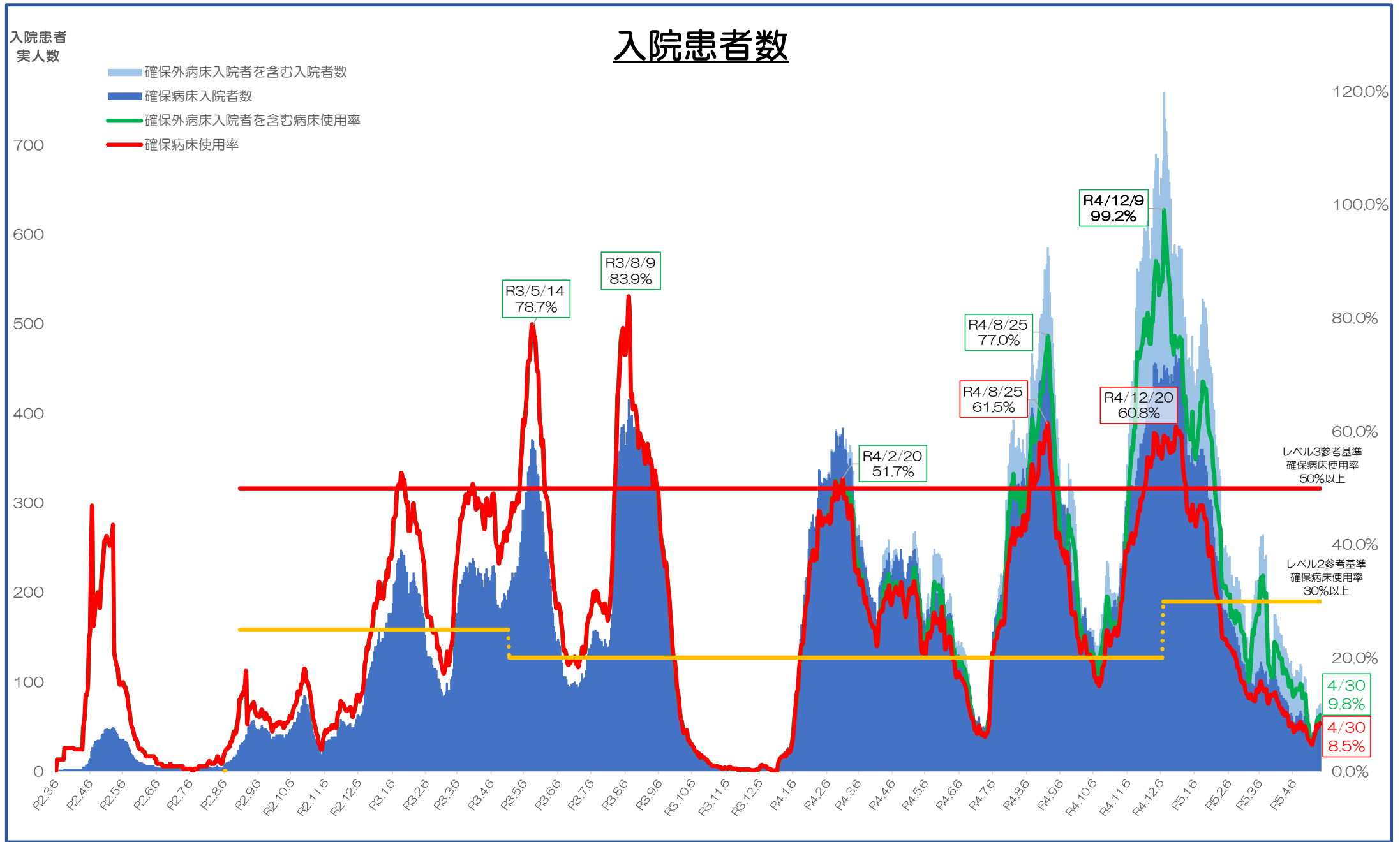
$$F=A/D \times 100$$

$$G=B/E \times 100$$

$$H=C/D \times 100$$



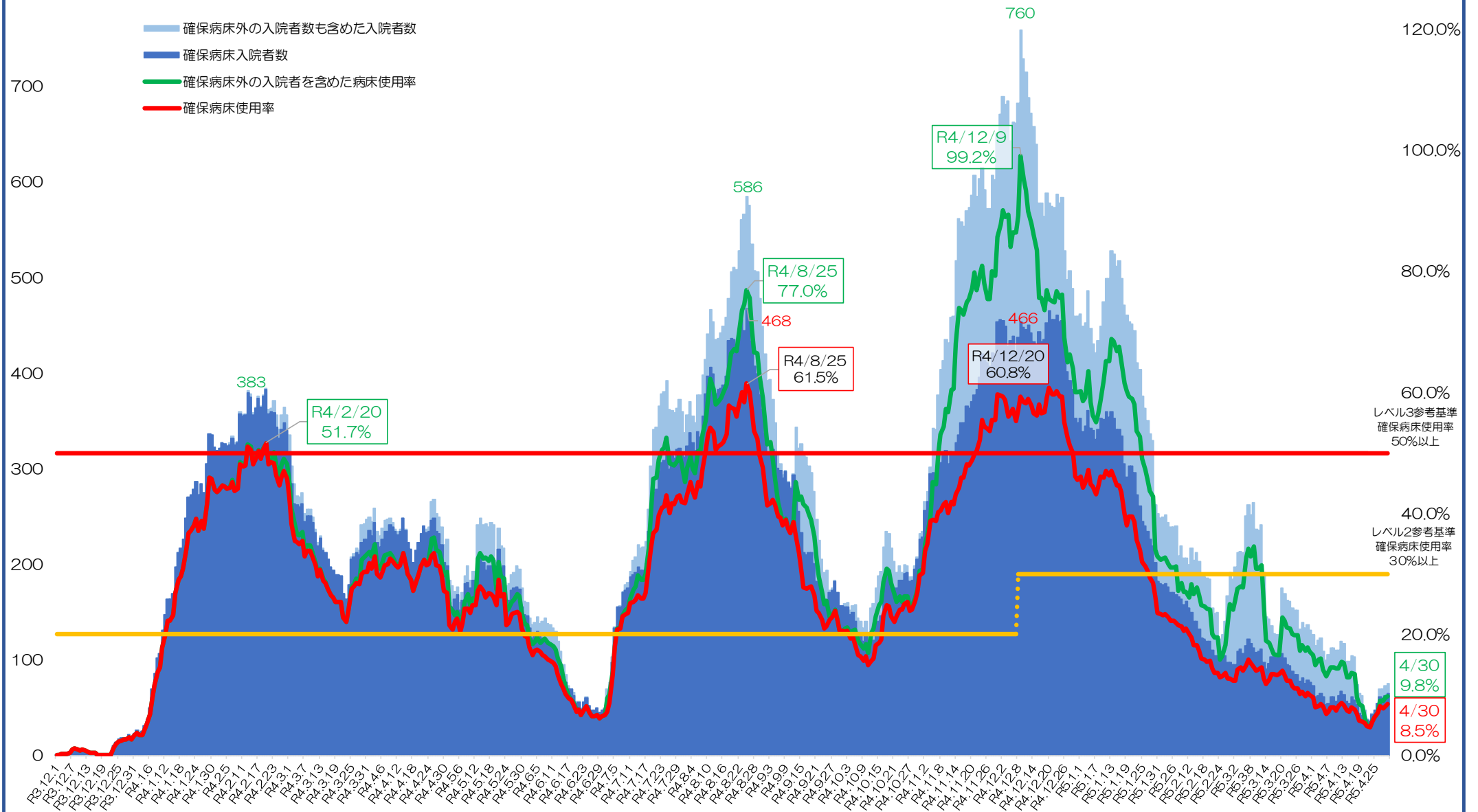




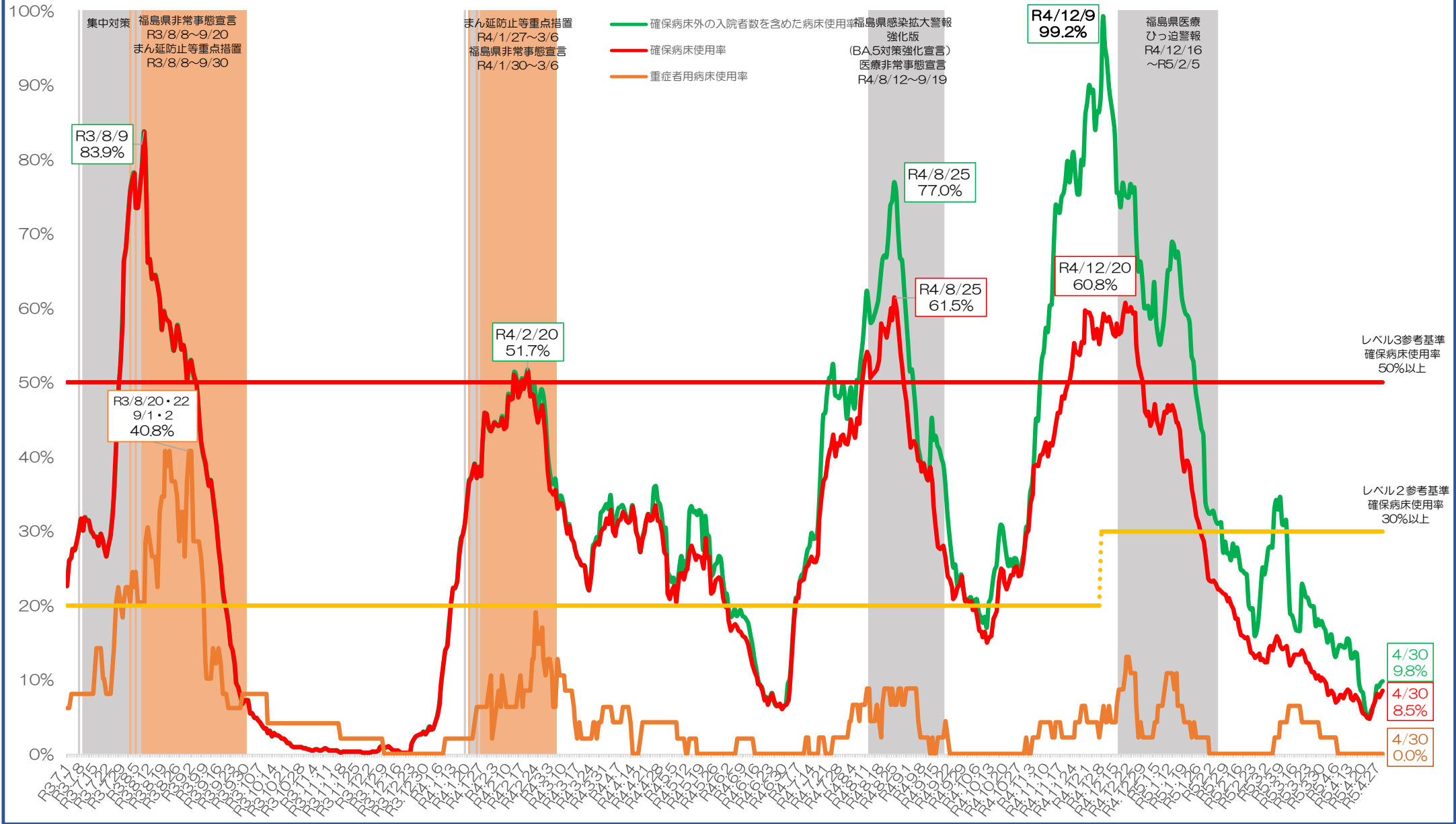
令和3年12月以降の病床利用率及び入院患者数

入院患者
実人数

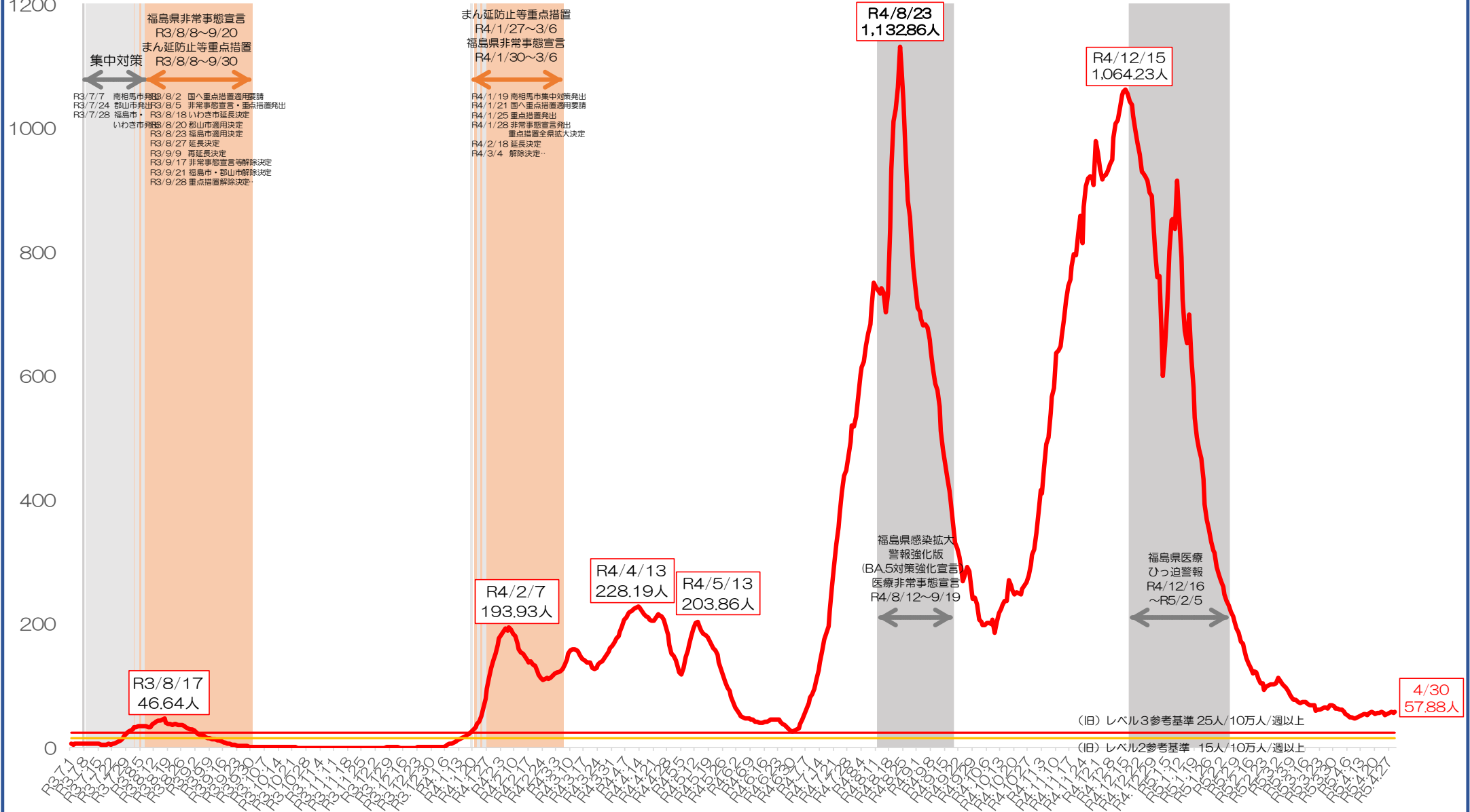
- 確保病床外の入院者数も含めた入院者数
- 確保病床入院者数
- 確保病床外の入院者を含めた病床利用率
- 確保病床利用率



病床使用率及び重症者用病床使用率



人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数 (令和3年7月1日～)



【参考】

レベル判断の参考とするモニタリング指標

日付	レベル	指標			参考事象	
		確保病床 使用率 (%)	(参考) ※ 確保病床外の入院者 を含めた病床使用率 (%)	重症者用 病床使用率 (%)	発熱外来患者 の状況 <small>(一週間の医療機関 報告新規陽性者数)</small>	人口10万人あたり の1週間の 新規陽性者数
4月30日	1	8.5% 65床/766床	9.8% 75床/766床	0.0% 0床/46床	920人 (4/24~4/30)	57.88人 (4/24~4/30)
増減						
先週(4/23)		4.7% (36床/766床)	4.8% (37床/766床)	0.0% (0床/46床)	905人 (4/17~4/23)	58.31人 (4/17~4/23)
レベル1		概ね 0~30%		概ね 0~30%	レベル分類の判断については、確保病床使用率及び重症者用病床使用率に加え、上記の参考事象も考慮し、総合的に判断する。	
レベル2		概ね30~50%		概ね30~50%		
レベル3		概ね50%超		概ね50%超		
レベル4		概ね80%超		概ね80%超		

※当面の間、確保病床外の入院者を含めた病床使用率を併せて公表する。

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位5都道府県）

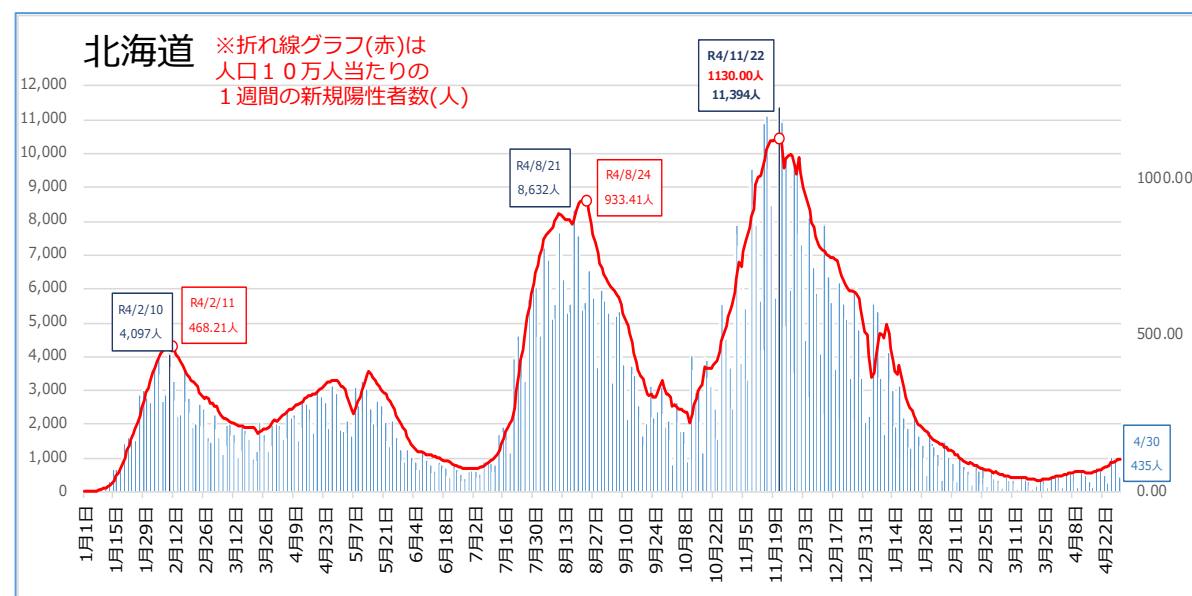
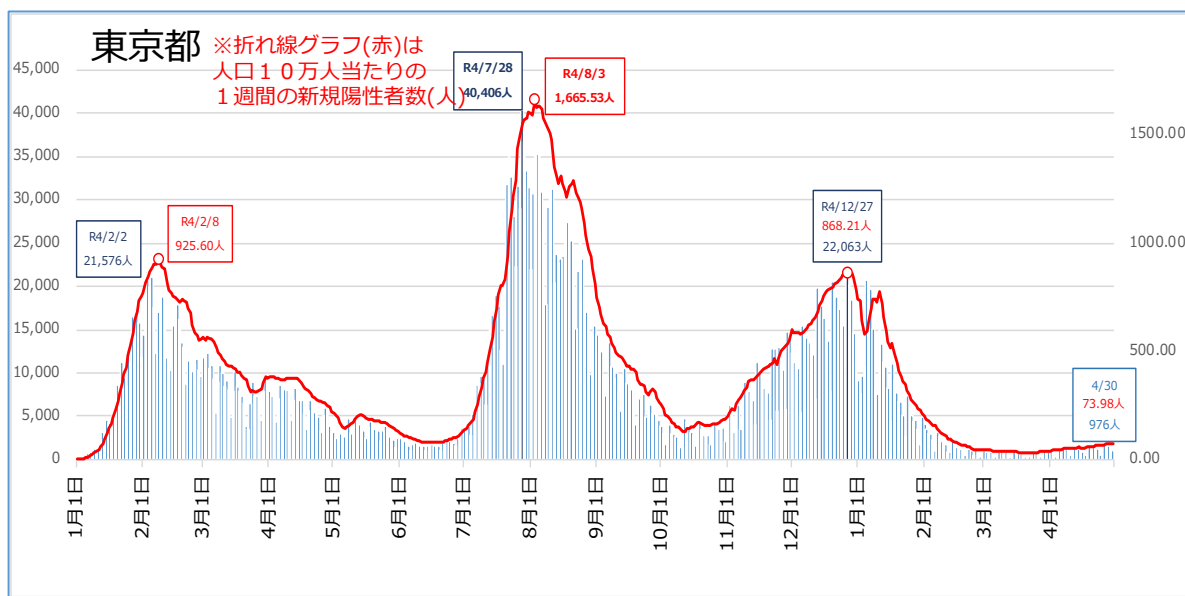
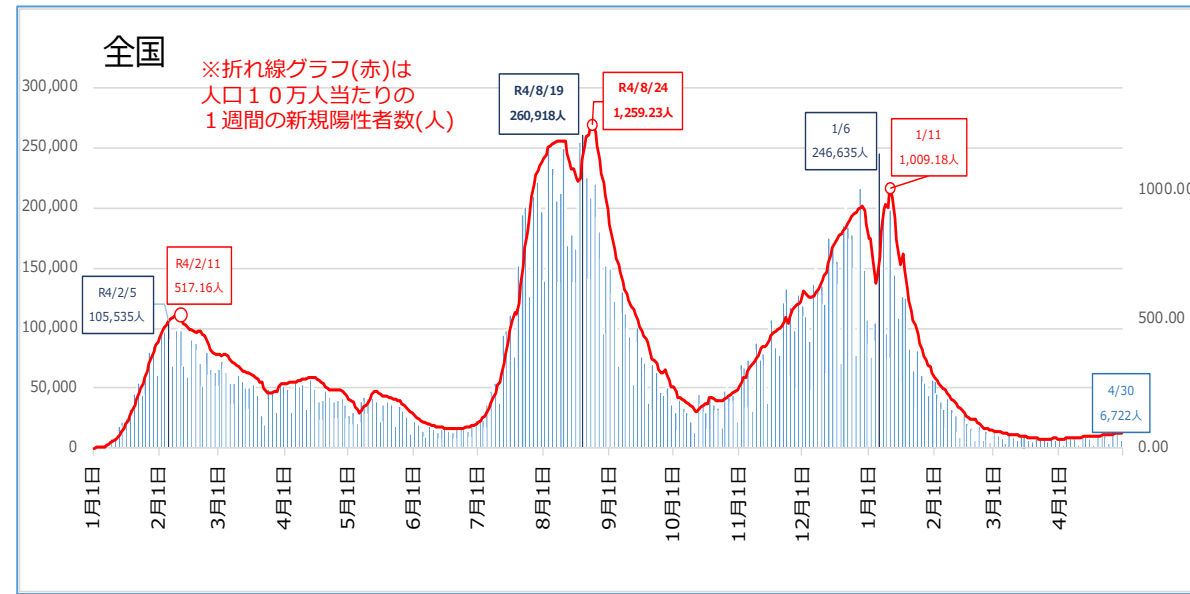
順位	都道府県名	4/30公表分 (4/23~4/29)の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 3/30~4/29の 新規陽性者数
1	東京都	10,392	23,122
2	北海道	5,516	10,689
3	大阪府	5,222	13,129
4	神奈川県	5,182	12,527
5	埼玉県	3,866	10,490
20	福島県	1,040	5,456
	全国計	72,842	229,844

(単位：人)

人口10万人当たりの直近1週間の
新規陽性者数（上位5都道府県）

順位	都道府県名	4/30公表分 (4/23~4/29)の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	北海道	105.58
2	富山県	102.43
3	沖縄県	97.17
4	新潟県	88.09
5	石川県	82.21
20	福島県	56.73
	全国	57.74

(単位：人)



感染症法上の位置づけ変更（5類感染症）に伴う対応について①

資料 3

R5.4.28時点

項目		現状	5類感染症への変更後（5 / 8以降）※一定期間後見直し	
外来診療体制		○症状がある方が受診する診療・検査医療機関を県内688か所指定	拡充 ○これまでの診療・検査医療機関に加え、幅広い医療機関で受診・検査ができる体制構築に向けて、 外来診療体制を整備	
		○対応可能な医療機関（名称「診療・検査医療機関」）の公表	継続 ○対応可能な医療機関（名称変更「外来対応医療機関」）の公表	
入院受入体制		○入院が必要な患者を受け入れる病床を確保（通常時最大766床）	拡充 ○これまでの受入医療機関に加え、幅広い医療機関で入院受入ができる体制構築に向けて、 入院受入体制を整備 （県が指定する確保病床は段階的に縮小）	
相談・療養支援等体制	療養施設	○宿泊療養施設を確保・運営（699室）	終了 （感染症法に基づく患者の外出自粛は求められなくなるため隔離のための施設は終了）	
	相談・健康観察	一般相談	○新型コロナウイルス感染症に関する問合せに対応	継続（統合） 療養等に関する相談窓口を一本化 （（仮称）新型コロナウイルス感染症相談センター） ➤ 体調不良時の受診先相談 ➤ 自宅療養中の健康相談 など
		受診相談	○体調不良時の受診先の相談等に対応（受診・相談センター）	
		療養中の相談	○陽性になった方への療養中、体調悪化時の健康相談に対応（フォローアップセンター）	
		健康観察	○陽性者のうち重症化リスクの高い方（医療機関からの発生届があった方）への療養期間中の健康観察の実施（保健所、フォローアップセンター、訪問看護ステーション等）	
		終了 ○必要時に医療機関・訪問看護ステーションの連携による療養支援		

感染症法上の位置づけ変更（5類感染症）に伴う対応について②

R5.4.28時点

項目		現状		5類感染症への変更後（5／8以降）※一定期間後見直し	
相談・療養支援等体制	生活支援	食事等支援	外出自粛要請により食料品の調達が困難な方への食料配送	終了 (感染症法に基づく患者の外出自粛要請は終了のため)	※療養に備えた準備（食料品、解熱剤、検査キット等の備蓄や備え）、体調の自己管理等のお願い
		パルスオキシメーター	重症化リスクの高い方等への配布		
	検査・登録	検査キット配布センター	濃厚接触者・有症状の方への検査キットの無料配布	終了 （発熱等の患者に対する検査にかかる自己負担分の公費支援は終了となるため）	
		陽性者登録センター	自主検査で陽性であった方がWEB申請し、医師による診断を経て陽性登録を実施	終了 （感染症法に基づく全数把握や発生届は終了となるため）	
高齢者施設の対応	○医師や看護師などの感染対策支援チームを派遣		継続 ○医師や看護師などの感染対策支援チームを派遣		
	○陽性者確認時のかかり増し費用を所定の基準により補助		継続 【要件見直し】 ○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用を補助		
	○施設の嘱託医や協力医療機関による診断・治療		継続 【強化】 ○施設の嘱託医や協力医療機関による診断・治療・入院調整		
治療費等の負担	○発熱等の患者に対する検査にかかる自己負担分の公費支援		終了		
	<外来> ○新型コロナウイルス感染症診断後の外来医療費の自己負担分を公費支援		一部継続 ○新型コロナウイルス感染症治療薬の処方を受けた場合、その薬剤費について公費支援を行う。（そのほかの外来医療費の公費支援は終了）		
	<入院> ○入院医療費の自己負担分を公費支援		一部継続 ○新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤費について公費支援 ○高額療養費制度の 自己負担限度額から上限2万円を減額		

感染症法上の位置づけ変更（5類感染症）に伴う対応について③

R5.4.28時点

項目		現状	5類感染症への変更後（5／8以降）
発生動向把握 ・公表	新規陽性者数	○陽性者の全数を把握し、毎日公表 （前日分）	変更 ○特定の医療機関（定点）からの週1回の報告をもとに 流行状況を把握【 定点把握 】 ○感染症発生動向調査の週報として、週1回公表
	入院者数・重症者数	○医療機関からの報告により把握し、毎日公表 （前日分）	変更 ○医療機関からの報告を週1回取りまとめ、公表
	死亡者数	○県が把握した人数を公表 （遺族の同意が得られた範囲）	終了 （全数把握の終了に伴い、全ての陽性者の情報を 把握できなくなるため） ※国は、都道府県による死亡者数の報告を終了し、 人口動態統計等により死亡者数の推移を把握する方針
ふくしま感染防止対策認定店		○認定基準を遵守し、感染防止対策に取り組む 飲食店を県が認定	終了 （第三者認定制度の根拠となる新型コロナウイルス 感染症対策の基本的対処方針が廃止されるため）

今後の新型コロナウイルスワクチン接種について

R5.4.28時点

- ・特例臨時接種が令和6年3月末まで1年延長（自己負担なし）

項目		5/7まで		5/8以降	
ワクチン接種体制	ワクチン接種	追加接種 (オミクロン株対応 2価ワクチン)	R4年秋開始接種 ○5歳以上で初回接種終了の方	R5年春開始接種 5月8日～8月 ○初回接種を終了した 65歳以上 の高齢者、 5歳以上の基礎疾 患者及び 医療従事者・介護従 事者等の方 ※5歳以上で上記以外の健常 な方は対象外 ○5歳から11歳のR4年秋開始 接種は9月まで延長	R5年秋開始接種 9月～12月 ○初回接種を終了した 5歳以上 の すべての方 ※ワクチン株未定
		初回接種 (従来型ワクチン)	○生後6か月以上で初回接種がまだの方		
	副反応・相談窓口	ワクチン副反応 コールセンター	○ワクチン接種後の副反応等に看護師 資格者が対応		継続 ○ワクチン接種後の副反応等に看護師資格者が対応
ワクチン子ども 相談窓口		○乳幼児・小児接種者等からのワクチン 接種全般的な相談に看護師資格者が 対応		継続 ○乳幼児・小児接種者等からのワクチン接種全般的な相談に 看護師資格者が対応	

感染症対策の体制について

令和5年5月1日

新型コロナウイルス感染症対策本部総括班

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

○新型コロナウイルス感染症対策

5/8～ 5類移行

本部員会議から
連絡調整会議
(議長：知事 メンバー：部局長)

～5/7廃止

5/8設置～

感染拡大の兆候が見られる場合開催

連絡調整会議幹事会議
(議長：保健福祉部政策監
メンバー：各局主管課長等)

当面毎月開催

福島県新型コロナ
ウイルス感染症医
療調整本部

必要に応じて開催

本年度中に存廃を決定

○感染症対策

感染症対策
連携協議会（仮）

※感染症予防法第10条の2により創設

必要に応じて随時開催

1 接種実績（累計）（令和5年4月27日時点）

	接種回数	全人口に対する 接種率	（うち5歳以上11歳以下）	
			接種回数	対象人口に対する 接種率
合計	6,207,531 回	-	112,250 回	-
うち1回目接種	1,622,736 回	86.0%	46,561 回	45.7%
うち2回目接種	1,605,110 回	85.1%	45,042 回	44.2%
うち3回目接種	1,393,339 回	75.7%	20,647 回	20.3%
うち4回目接種	1,038,518 回	-		
うち5回目接種	547,828 回	-		
オミクロン株対応ワクチン接種	1,006,105 回	54.7%		
全人口（または対象人口）		1,840,525 人		101,938 人

※ 人口は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

※ 接種率は、死亡した方の接種日が令和3年中の接種回数を除いている。

※ 従来株対応ワクチンによる4回目接種は、60歳以上の方や医療従事者等、接種対象者が限定されていたため、現時点において全人口に対する接種率は算出していない。

※ 3回目接種及び4回目接種の接種回数は、オミクロン株対応ワクチンの接種回数を含む。

注1： 1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものを合算したものの。

注2： 3・4回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の情報を集計したものの。

【参考】全国におけるワクチン接種回数・接種率の実績						令和5年4月27日時点			
	全 体					オミクロン株対応 ワクチン接種	（うち5歳以上11歳以下）		
	1回目接種	2回目接種	3回目接種	4回目接種	5回目接種		1回目接種	2回目接種	3回目接種
接種回数	101,347,621 回	100,876,783 回	86,468,272 回	58,539,031 回	30,562,993 回	56,537,628 回	1,763,628 回	1,708,387 回	676,542 回
接種率	80.5%	80.1%	68.7%			44.9%	24.1%	23.3%	9.2%

※実績はVRSより集計

今後の新型コロナワクチンの接種について



■ 特例臨時接種を令和6年3月末まで1年間延長（自己負担なし）

追加接種	R4 秋開始接種 ■オミクロン株対応2価ワクチン	R5 春開始接種 ■オミクロン株対応2価ワクチン	R5 秋開始接種 ■使用ワクチンは今後検討	
65歳以上の 高齢者	○	5/7(日)まで 5/8(月)から	9月から	
5歳以上の 基礎疾患あり	○			○
医療従事者・ 介護従事者等	○			○
5歳以上で上記以外の 健全な方	○			接種対象外

※5歳～11歳の令和4年秋接種は9月まで延長

初回接種 (生後6か月以上)	○	■従来型ワクチン使用
-------------------	---	------------

武田社ワクチン（ノババックス）接種について

福島県では、mRNAワクチンにアレルギー等がある方の接種機会を確保するため、ノババックスワクチン接種を行っています。

○接種会場 福島県保健衛生協会（福島市）

【初回接種】 1回目 **令和5年5月23日（火）**
2回目 **令和5年6月16日（金）** } **セットで予約**
13時30分～14時30分（定員20人/日）

【3回目～6回目接種】

令和5年5月23日（火）又は令和5年6月16日（金）
13時30分～14時30分（定員20人/日）

○対象となる方

- ・ 県内在住の12歳以上の方で初回（1・2回）接種を受けていない方
- ・ R5春開始接種の対象となる方で、mRNAワクチンにアレルギー等があり、ノババックスワクチン接種を希望する方（ただし、12歳以上で前回接種から6か月以上経過した方）

○予約開始 **令和5年5月8日（月）10時から**

○予約方法 電話予約 **024-521-8574**
（受付時間：9時00分～17時00分 土日・祝日を除く）
県ホームページ「福島県 ノババックス」で検索🔍



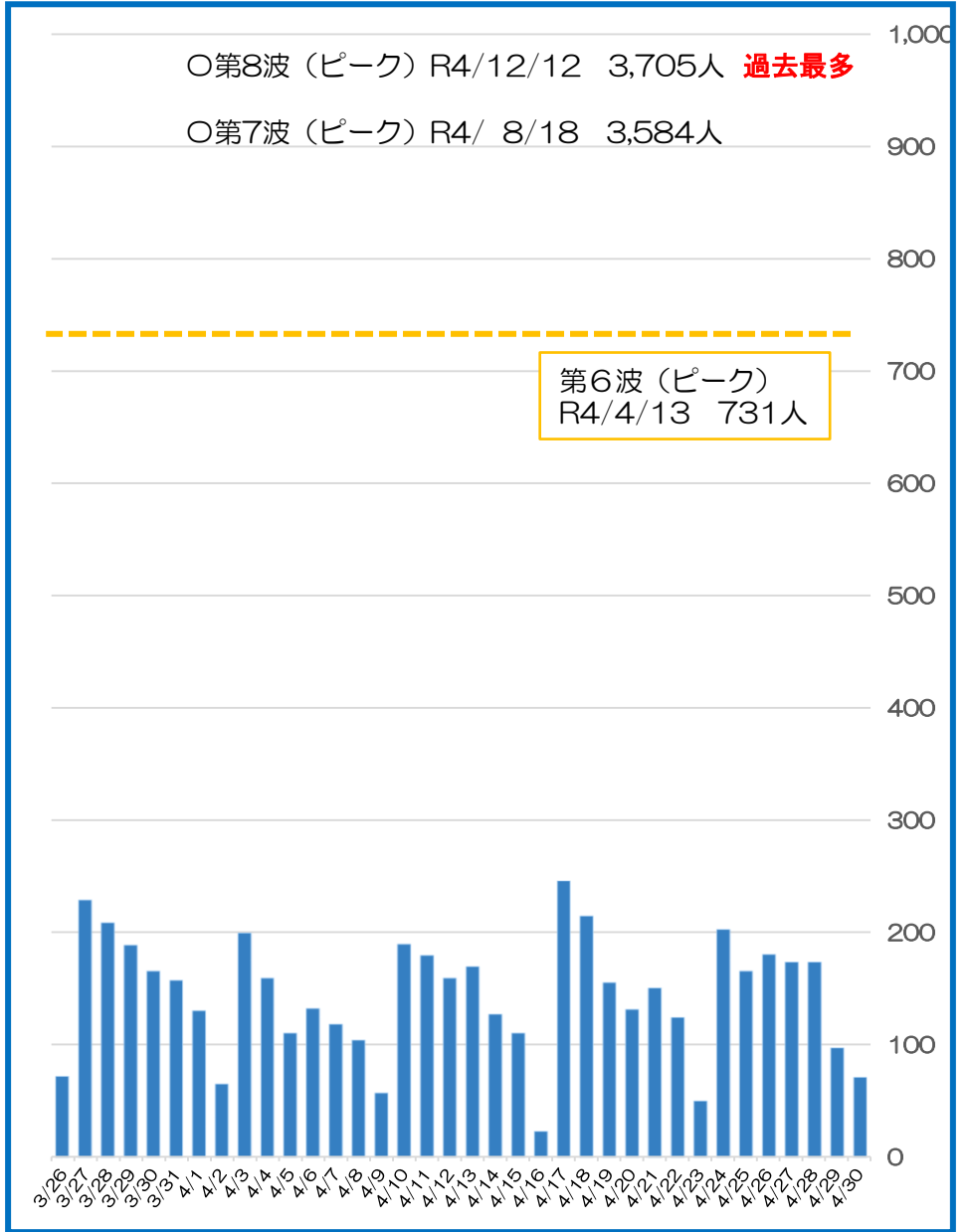
今後の実施については、
随時お知らせいたします。

ゴールデンウィーク中も感染対策の徹底をお願いします

新規陽性者数の推移（曜日別/日陽性者数）

令和5年4月30日現在							(単位：名)
日	月	火	水	木	金	土	
3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	
72 (109%)	228 (86%)	208 (179%)	188 (101%)	165 (83%)	157 (74%)	130 (88%)	
4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	
65 (90%)	199 (87%)	159 (76%)	110 (59%)	132 (80%)	118 (75%)	104 (80%)	
4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	
57 (88%)	189 (95%)	179 (113%)	159 (145%)	169 (128%)	127 (108%)	110 (106%)	
4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	
23 (40%)	245 (130%)	214 (120%)	155 (97%)	131 (78%)	150 (118%)	124 (113%)	
4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	
50 (217%)	202 (82%)	165 (77%)	180 (116%)	173 (132%)	173 (115%)	97 (78%)	
4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	
71 (142%)							

数字 前週より新規陽性者数が多い日（1倍以上2倍未満） 数字 前週より新規陽性者数が多い日（2倍以上）





全国的に新規陽性者数は増加傾向にあります

去年は、大型連休後に感染が拡大しています。

安心して連休明けを迎えられるよう、連休中も必要な感染対策を取りましょう。

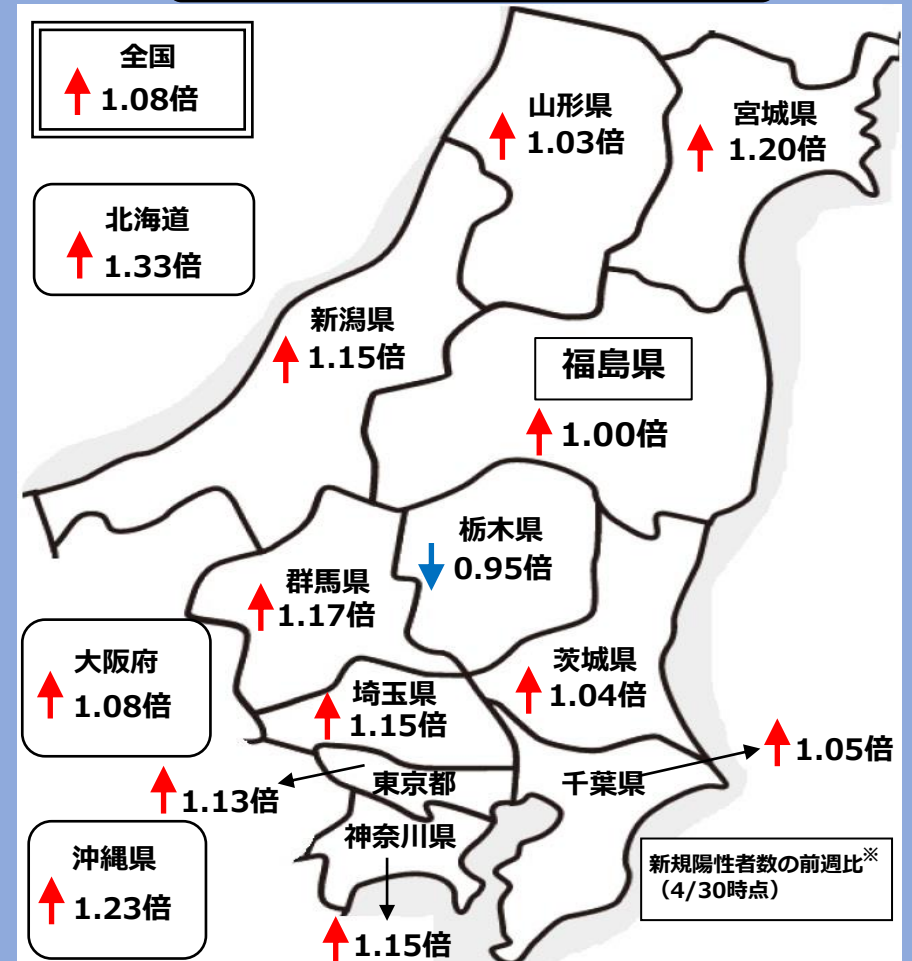
県外に行かれる際

- ◆ 基本的な感染対策を徹底してください。
- ◆ 混雑する場所や感染リスクの高い場所は、十分注意してください。
- ◆ 感染対策が徹底された飲食店を利用してください。

県外から帰られた際

- ◆ 普段と異なる行動をした後は、1週間程度は、体調等に特にご注意ください。
- ◆ 症状がある場合には、マスクを着用しましょう。また、外出は控えましょう。

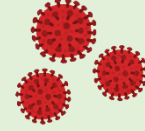
他県の感染状況



※直近1週間の7日間平均と、前の週の7日間平均との比較。1倍を超えると増加傾向

県民の皆様へ 5月8日以降も変わらないこと

1 新型コロナウイルスの特性



法律上の取扱いが変わっても、新型コロナウイルスの特性は変わりません。感染力が強く、重症化のリスクもありますので、「うつらない」「うつさない」ための対応をお願いします。

2 基本的感染対策の有効性

県が一律の感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者が自主的に判断して感染対策を行うこととなりますが、これまで行ってきた基本的感染対策は引き続き有効です。

※ 新型インフル特措法に基づく

「感染拡大防止のための基本対策」は終了

■ 場面に応じたマスクの着用

■ 手洗い等の手指衛生

■ 換気

■ 「密閉」「密集」「密接」の回避

■ 人と人との距離の確保



3 体調不良時の対応

発熱やのどの痛みなどの症状がある場合は、慌てず検査キットによる自主的な検査を行いましょう。



もし陽性になったら



■ 症状が軽い方は、自宅等で療養を開始しましょう。

■ 症状が重い方、重症化リスクの高い方(※)は、**必ず事前に連絡をしてから**かかりつけ医や身近な医療機関を受診してください。

※①65才以上の方 ②基礎疾患を有している方 ③妊娠している方



体調悪化時などの相談先

福島県新型コロナウイルス感染症相談センター
0120-567-747 (毎日24時間対応)



県民の皆様へ 5月8日から変わること

1 保健所等による療養期間中の健康観察や生活支援が終了します

終了

- ・保健所等による健康観察
- ・宿泊療養施設
- ・食料配送
- ・パルスオキシメーターの配布
- ・検査キットの配布
- ・陽性者登録センター



今後は、ご自身で療養に備えた準備や体調の管理を行ってください

備えておくとよいもの



- 1 検査キット
- 2 お薬
- 3 食べ物、飲み物

2 検査費・治療費の自己負担が生じます

以下の公費支援は当面の間継続



- 新型コロナウイルス感染症治療薬の費用
(ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ等、国指定のものに限る)
- 入院医療費について、2万円を上限に高額療養費制度の自己負担限度額を減額



3 一律の外出自粛の要請はなくなります

外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、次のことが**推奨**されています。

■ 陽性になった場合

- ・発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えること
- ・その後も10日が経過するまではマスクを着用するなど、周りにうつさないよう配慮すること



■ 家族が陽性になった場合

- ・5日間は体調に注意し、重症化リスクの高い方との接触を控えること



今後は主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。
自主的な感染対策や日頃の備え、体調の管理をお願いします。

マスク着用について



- マスク着用は屋内・屋外問わず、**個人や事業者の判断が基本**です。
- 感染リスクや重症化リスクを正しく理解した上で、高齢者等重症化リスクの高い人への感染を防ぐため、**マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用**することが推奨されます。
- 様々な理由から、マスクを着用できない方や、マスクを着用する必要がある方がいます。**一人一人が正しく理解し、思いやりのある行動**をお願いします。

着用が効果的な場面

医療機関に行くとき



高齢者施設等に行くとき



混雑した乗り物の中



症状がある方

外出は控えてください。

通院等やむを得ず外出する場合は、人混みを避け、**マスクを着用**



重症化リスクがある方

感染流行期に混雑した場所へ行く場合は、**マスクを着用**



事業者から呼びかけられたとき

マスク着用に御協力願います。



※事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスク着用を求める場合があります。

事業者の皆様へ

- 事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスク着用を求めることは許容されます。

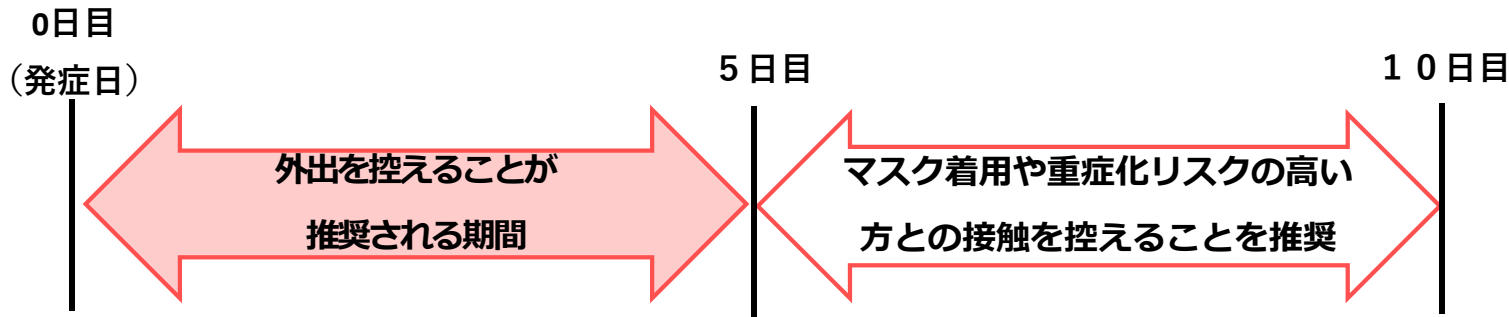


陽性になった場合の対応について

1 陽性になった場合

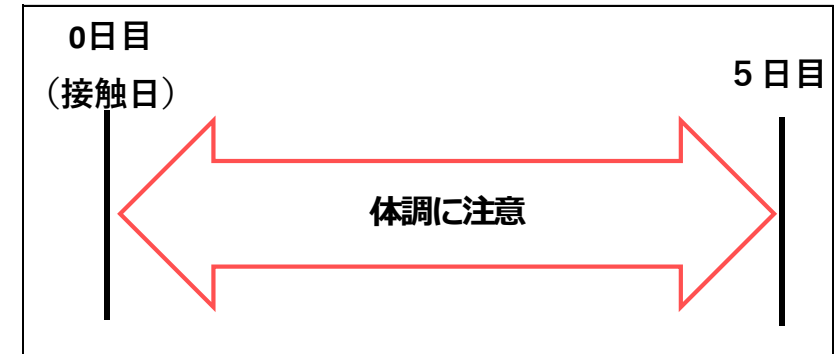
- ✓ 5月8日以降は、5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控える
- ✓ その後も10日間が経過するまでは、マスク着用や重症化リスクの高い方との接触は控える

発症後3日間は、感染症のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要



2 家族が陽性になった場合

- ✓ 5日間は体調に注意する
- ✓ 重症化リスクの高い方との接触を控える



検査キット・お薬等の準備を

✓ 新型コロナウイルス抗原定性検査キット

「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示されているキットを使用してください。

✓ 解熱鎮痛薬

✓ 日持ちする食料 (ゼリーなど体調がすぐれない時でも食べやすいもの、5~7日分を目安に)

注意!

検査キットや、解熱鎮痛薬の購入にあたっては、薬剤師等にご相談ください。



新型コロナウイルス感染症関連相談窓口について

県では、新型コロナに関する相談や問合せの窓口を設置しています。
ご自身が知りたいことに対応したウェブサイト・窓口をご利用ください。



■症状のある方はこちら

○福島県新型コロナウイルス感染症相談センター

発熱やのどの痛みなどの症状がある方、療養中の症状悪化の相談
毎日24時間（土日祝日含む） 電話0120-567-747

日本語以外の
言語も対応

・訪日外国人向け通訳センター

対応言語：英語、中国語(北京語)、韓国語、タイ語、ベトナム語、他
毎日24時間（土日祝日含む） 電話092-687-6148



福島県新型コロナ
ウイルス感染
症相談センター
のページ

■ワクチンについてはこちら

○福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター

新型コロナワクチンの副反応に関する相談
毎日9:00～20:00（土日祝日含む） 電話0120-336-567

○福島県新型コロナワクチン子ども相談窓口

小児接種・乳幼児接種の対象者及び保護者からの新型コロナワクチン接種に関する相談
毎日9:00～20:00（土日祝日含む） 電話0120-191-567



新型コロナワクチ
ン接種のページ



新型コロナワクチ
ン接種のページ

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
4		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
5	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
6	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
7	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
8	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
9	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
10	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
11	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
12	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
13	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～R3/9/30) 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1～R3/11/18) 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19～当面の間)	土木部
14	R3/12/20～	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、注意喚起の広報を実施	対策本部、総務部
15	R4/2/16	・ダルライザーを起用した子ども向けの感染対策動画の作成・ホームページでの周知	対策本部
16	R4/10/13	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第28版)を作成	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

17		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

1) 感染拡大防止対策等

① 全般的な取組			
18	R2/6/17	・ 接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
19	R2/9/11	・ 「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
20	R2/10/23	・ 県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
21	R2/11/19	・ 県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
22	R2/11/20	・ 市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
23	R2/12/9	・ 庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
24	R2/12/11	・ 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
25	R2/12/14～	・ 感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
26	R3/2/15～	・ 高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
27	R3/2/26～	・ 福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
28	R3/3/1	・ 高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
29	R3/3/2	・ 市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
30	R3/3/3	・ 医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
31	R3/4/8	・ 感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始(～R5/5/7)	保健福祉部
32	R3/5/10～	・ 感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
33	R3/11/25	・ 5,000人超かつ収容人数50%以上のイベントの開催に伴う感染防止安全計画の受付を開始	対策本部
34	R3/12/27	・ ワクチン・検査パッケージ活用等に必要となる検査開始	対策本部
35	R4/7/29	・ 児童福祉施設等に対し、オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施方針を知らせる文書を発出。	こども未来局
36	R4/12/16	・ 「福島県医療ひっ迫警報」に伴い、児童関連施設における感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。	こども未来局
37	R4/12/16	・ 感染状況の新レベル分類の決定等を踏まえ、改訂した「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル<改訂第7版>」を県立学校等に通知するとともに、市町村教育委員会にも送付。	教育庁
38	R4/12/16	・ 福島県医療ひっ迫警報を受け、県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校における感染対策の徹底を依頼する文書を発出。	教育庁

39	R5/2/6	・「福島県医療ひっ迫警報」終了に伴い、基本対策に移行	対策本部
40	R5/3/13	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
41		・医療機関に対する医療資材の配布、福祉施設に対するマスク・消毒液の配布を実施	対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4) 医療等

1) 相談体制

42	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
43		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
44	R2/5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
45	R2/11/1～	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
46		・20言語対応の外国人住民向け電話相談窓口(24時間対応、LINE通話可)を設置。	生活環境部
47	R4/4/28	・重症化リスクが低い自宅療養者の健康観察・相談業務を実施する自宅療養者等フォローアップセンターを開設	対策本部

2) 外来医療提供体制

48	R3/2/24～	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
49	R3/11/1～	・県内の地域外来の設置数19(うち県委託16)	対策本部
51	R4/8/22	・重症化リスクの高い方が適切に医療機関を受診できる体制を確保するため、重症化リスクがない方を対象に、医療機関への受診を経ずに陽性者として登録する「福島県陽性者登録センター」(医師配置)を設置	対策本部
51	R5/3/24	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、688機関を指定	対策本部

3) 検査体制

52	R2/9/1～	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
53	R4/5/20～	・県内の一日あたりのPCR等検査能力は通常最大時で11,500検体	対策本部、保健福祉部
54	R4/7/11	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が662となった。	保健福祉部
55	R4/7/29	・重症化リスクの低い濃厚接触者・有症状者に抗原定性検査キットを配布(実施期間:令和4年7月29日～令和5年5月7日)	対策本部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

56	R2/4/1～	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
57	R2/4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
58	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部

59	R3/12/10	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を確保 病床:通常時最大709床(計画上650床) 緊急時最大799床(計画上750床) 宿泊療養施設:最大室数603室(計画上600室) 入院待機ステーション:2施設(いわき市・郡山市(追加)) 	対策本部、保健福祉部
60	R4/9/12	<ul style="list-style-type: none"> 入院待機ステーションを新たに会津若松市に設置 	対策本部、保健福祉部
61	R5/3/1	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を見直し 病床:即応病床 669床 通常時最大 766床 緊急時最大 842床 (うち重症者用病床数 46床) 	対策本部、保健福祉部
62	R5/4/1～	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊療養施設の稼働室数699室 	対策本部
5) 患者受入・移送体制			
63	R2/6/11	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結 	対策本部、保健福祉部
6) 医療人材の確保			
64	R2/5/26	<ul style="list-style-type: none"> [再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始 	対策本部、保健福祉部
7) 診療情報の共有			
65	R2/4/30	<ul style="list-style-type: none"> 「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始 	対策本部、保健福祉部
66	R2/5/14	<ul style="list-style-type: none"> 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始 	対策本部、保健福祉部
(5) 経済・産業・雇用対策			
① 企業への経営支援等			
67	R2/3/5	<ul style="list-style-type: none"> 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化 	商工労働部
68	R2/7/9～	<ul style="list-style-type: none"> 活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助) 	商工労働部
69	R5/4/1	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)及び伴走支援型特別資金の取扱期間の延長(令和5年6月30日融資実行分まで) 	商工労働部
70	R4/10/11	<ul style="list-style-type: none"> 全国を対象とした旅行割引「福島県「来て。」割」の適用を開始 	観光交流局
	R5/3/16	<ul style="list-style-type: none"> 「来て。」割の実施期間を4/28宿泊分(旅行会社経由は6/30宿泊分)まで延長。(割引除外期間:4/29チェックイン～5/8チェックアウト) 	
② 世帯への貸付制度等			
71	R2/4/20～	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大 	保健福祉部

③相談体制			
72	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
73	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
74	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
75	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
76	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
77	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
78	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

79	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
80	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
81	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
82	R2/10/15	・特設WEBサイト「優しさは、心を結ぶ。」を開設。特設サイトのボタンをクリックして、優しさの気持ちをハートにして届け、共感の輪を広げる。	生活環境部
83	R3/7/21	・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
84	R3/9/15	・インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実施。「ゆたかくんところちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を掲載)	生活環境部
85	R4/12/1	・「ゆたかくんところちゃんの思いやり物語」の4コマ漫画を掲載した啓発冊子を作成し、学校へ配布(HPにも掲載)	生活環境部

2)緊急事態宣言後の取組み

86	R5/3/13	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	------------------------------	------

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

87	R5/3/13	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	------------------------------	------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）
- 子どもの感染拡大防止重点対策が終了し、基本対策に移行したことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知。
 - ・在宅勤務等の積極的な活用
 - ・職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・職務外においても基本的な感染対策を徹底すること（R4/6/13）
- 令和4年9月1日付け4健第6501号保健副支部長通知で、陽性者の療養期間等が見直されたことに伴い、以下の内容を各所属へ通知。（R4/9/14）
 - ・陽性者療養期間日数等の変更
 - ・濃厚接触者の把握方法
 - ・施設の消毒方法、自宅待機及び健康観察日数等
 - ・年代、性別、症状の内容、陽性者との接触、職場の状況等の項目を削除
- 国においてマスク着用の考え方が見直され、「個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」とされたことを受けて、県職員（知事部局及び労働委員会事務局）におけるマスク着用の考え方及び職場における感染防止対策の徹底について通知。（R5/3/9）
- 県職員の職場における感染拡大防止を防ぐため、出勤前の体温・体調確認や、症状がある場合の管理職への報告徹底について通知。（R5/3/14）

○ 各所属からの新型コロナウイルス感染症に係る職員本人の陽性報告を5月8日をもって終了すること及び基本的な感染防止対策の継続について通知。（R5/4/21）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ こども未来局

- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間及び健康観察の重点化について通知する文書を発出。（R4/7/29）
- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた児童関連施設における感染対策の徹底を依頼する文書を発出。（R4/11/14）

- 市町村に対し、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた児童関連施設における医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮を依頼する文書を発出。(R4/11/21)
- 市町村に対し、「福島県医療ひっ迫警報」に伴う、児童関連施設における感染症対策の徹底を依頼する文書を発出。(R4/12/16)
- 児童関連施設に対して、マスク着用の考え方の見直しについての文書を発出。(R5/3/10)

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備(出発、到着とも対応可)
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ(R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分)
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、福島県観光物産交流協会、県内観光協会、ビッグパレットふくしま、民泊事業者、福島空港、日本橋ふくしま館、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、県通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」について周知。
- 観光庁「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」に基づく、本県における「陽性者発生時を含む緊急時の対応」をとりまとめ、コロナ本部と調整の上、ホームページに掲載。(R4/6/27)
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、民泊事業者、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、市町村観光担当課に対し、観光庁「外国人観光客受入れ対応に関するガイドライン」(R4.9.2改訂)について周知。(R4/9/6)
- 県内旅行者、福島県旅行業協会、民泊事業者、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、市町村観光担当課に対し、10月11日以降の外国人観光客の受入れ対応(病気・怪我の際の対応フロー等)について周知。(R4/10/31)
- 5月8日以降の「来て。」割対象の旅行について、ワクチン・検査要件を廃止。(R5/5/8)

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更(R2/5/22～)

(2) その他

- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
 使用期間：原則6ヶ月
 使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底
- 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について、県立学校に通知するとともに、市町村教育委員会にも参考として送付。(R5/2/13)
- 国から新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等に係る通知があったことを踏まえ、4月1日以降の学校教育活動にあつては、児童生徒や教職員にマスクの着用を求めないことを基本とするよう県立学校に通知するとともに、市町村教育委員会にも参考として送付。(R5/3/17)

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3か月間猶予

◆ 病院局

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施（R2/3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（R2/3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（R2/3/11～）
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（R2/4/17～）

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ 警察本部

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施